

## 第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 4 月 18 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部 会 委 員 6 田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・7 棕下<sup>むくした</sup> 保<sup>たもつ</sup>・14 宮本<sup>みやもと</sup> 政春<sup>まさはる</sup>・15 守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>  
16 中谷<sup>なかに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>・17 西森<sup>にしもり</sup> 偉統<sup>よしのり</sup>・18 結城<sup>ゆうき</sup> 晉三<sup>しんぞう</sup>・20 諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup>  
22 中野<sup>なかの</sup> たつ子<sup>こ</sup>・23 片岡<sup>かたおか</sup> 眞郁<sup>まさいく</sup>

以上 10 名

欠 席 部 会 委 員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹  
美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 16 中谷<sup>なかに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>・18 結城<sup>ゆうき</sup> 晉三<sup>しんぞう</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)  
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)  
議案第 7 号 非農地証明願について  
議案第 8 号 経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長 第4回第2農地部会を開会させていただきます。  
本日、議事録署名者に16番 中谷委員、18番 結城委員、ご兩人よろしくお願ひします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願ひします。お願ひします。
- 事 務 局 大変失礼ですけれども座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。  
議案書の1ページから4ページをお願ひいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1から28で、4ページをお願ひします。  
合計件数は28件、合計面積は7万5,840㎡、その内訳は田が7万4,084㎡、畑が1,756㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。  
5ページをお願ひいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1から3で、合計で件数は3件、合計面積は2,540㎡で、その内訳は田が1,472㎡、畑が1,068㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
6ページをお願ひいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。  
番号1、駐車場用地、番号2、宅地、番号3から番号6、一般個人住宅用地、番号7、長屋住宅用地、以上、件数は7件、合計面積は2,193.23㎡、このうち畑が1,690.76㎡、その他、これは台帳地目が宅地となっている農地で、502.47㎡でございます。  
7ページをお願ひいたします。  
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告についてでございます。  
番号1、(有)\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲、耕作面積は、田で105ha、畑で5ha、合計110ha。  
番号2、(有)\_\_\_\_\_、主たる耕作物、水稲、耕作面積 田65.14ha、畑0.25ha、合計65.39ha。  
番号3、(株)\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で1.2ha。  
番号4、(有)\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で41.3ha。  
番号5、(有)\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で29.54ha。  
番号6、(有)\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で2.65ha、畑0.31ha、合計2.96ha。  
番号7、(有)\_\_\_\_\_、主たる耕作物は茶、耕作面積は、畑4ha。  
以上件数は7件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願ひします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひします。お願ひします。

事 務 局

8ページをお願ひいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積8,800㎡、渡人（株） \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、面積89㎡、申請地 新家町岸角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積89㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積1万10㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1万10㎡、申請地 庄田町谷口 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積106㎡外2筆、合計面積513㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号3、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、面積5,142.79㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積6,798㎡、申請地 一志町高野宗垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積333㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、面積7,441㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,585㎡、申請地 白山町川口大角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積238㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、渡人に要望して申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は4件、合計面積は1,173㎡、このうち田が536㎡、畑が637㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。1番、お願ひします。

田口委員

6番 田口です。7日に現地確認をしてまいりました。これにつきましては以前、転用目的が太陽光として数筆許可した中で、極小であるその内1筆に太陽光パネルを設置出来ない事案が発生したことから、隣接する耕作者に譲り渡すとのことでした。あと現地確認当日は私と、それから事務局職員、棕下委員、諸戸部会長と見てまいりましたけれども、別に何ら問題ないということです。

場所は、\_\_\_\_\_の北側です。  
以上、あとは事務局の説明どおりです。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

棕下委員 7番 棕下でございます。去る4月7日の日に部会長と、田口委員、地元推進委員、事務局、私とで現地を確認させていただきました。場所は、国道165号線の\_\_\_\_\_交差点から南へ約200mのところでございます。事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番、お願いします。

守山委員 15番 守山です。本来であれば、担当委員である片岡委員が説明していただくのですが、6日の現地確認時に欠席であったため、私が代わりに説明をさせていただきます。場所は、\_\_\_\_\_神社の真東にある畑で、当日は宮本委員、私、地元推進委員と現地で説明を受けたわけですが、何ら問題もありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。4番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。7日の日に西森、中谷の両委員、地元推進委員、白山総合支所事務局職員2名で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_から東へ約500～600mのところ。渡人は労力不足により農作業をしていくのが困難であったところ、定年後農作業を頑張っていた譲受人から隣接地でもあることから譲り受ける旨の要望があったとのことでした。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 いかがですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 大三、借人 \_\_\_\_\_、面積4万5,888.69㎡、貸人

\_\_\_\_\_、面積3,492㎡、申請地 白山町岡中堂谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,993㎡外1筆、合計面積2,493㎡。

これにつきましては、借人は、貸人に要望して、10年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。これも7日の日に西森、中谷両委員、白山総合支所事務局職員2名、借受人とで確認をいたしました。場所はお寺の北側に当たります。この田は長い間荒れておりましたが、借りて稲作をしたいということで申請を出されました。何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 木造町西世古\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積37㎡。

これにつきましては、昨年8月に許可しました隣接する太陽光発電施設の管理通路として既に利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町上野\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積796㎡。

これにつきましては、昭和50年以前に植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町城立コライタ \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積347㎡外3筆、合計面積3,152㎡。

これにつきましては、昭和55年ごろから植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 家城、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町真見小床 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積152㎡外1筆、合計面積497㎡。

これにつきましては、平成25年10月ごろに梅、もみじを植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 太郎生、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町太郎生漆谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,110㎡。

これにつきましては、クヌギ200本程度を植樹しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積62㎡。

これにつきましては、昭和23年ごろから宅地の一部とされており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は、5,654㎡、このうち田が3,711㎡、畑が1,943㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。これも先日7日に地元推進委員、事務局職員、私、棕下委員、諸戸部会長とで現地確認してまいりました。場所は \_\_\_\_\_ 跡地の西側です。詳細は、事務局の説明どおりで何も問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

棕下委員 7番 棕下でございます。これも去る7日の日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現地確認をさせていただきました。場所は \_\_\_\_\_ から北へ約100mのところでございます。 \_\_\_\_\_ 沿いでございます。事務局説明のとおり何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

西森委員 17番 西森です。まず3番のほうから説明します。申請面積が1,000㎡を超えておりましたので、4月7日に事務局、守山会長、諸戸部会長、地元

推進委員、私とで現地立ち会いのほうをさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_へ抜ける道沿いで、非常に山の込み入った目印になるようなものもないような所です。植林されるまでよく耕作を維持してこられたなという印象を受けました。あとは事務局の説明どおりで何ら問題はないと判断しました。

次に4番ですが、これも4月7日に中谷、西森両委員、地元推進委員、事務局で立ち会いをさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_という食堂があり、その\_\_\_\_\_沿いに位置します。事務局の説明どおりで梅の木等が植林され景観としてはすごくよくなっており、あとは何も問題はないと判断させていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。5番、6番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。まず5番について説明をしたいと思います。6日の日に会長、部会長、事務局、地元推進委員と現地確認を行いました。申請地は獣害による被害が多発し、用排水路が整備されていないことから農地として維持するのが困難な場所です。このため、広葉樹を200本ぐらい植林し山林に転用したいということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に6番について説明させていただきます。申請地は道路へ出入りしやすい便利なところで、昭和23年頃既に住居が建築され、現在空き家となっている当該地に居住するとのこと。始末書の提出もありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)ですが、番号12に関しましては、\_\_\_\_\_委員に関する案件でございますので、先に番号12の採決をし、その後、番号1から番号11、番号13から21の案件について採決したいと思います。

それでは、番号12に関して、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、\_\_\_\_\_委員、一時退室を願ひます。

< 退 室 >

議長 では、番号12の説明を事務局願ひます。

事務局 12ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）の番号12をお願いします。  
番号12、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野松垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,483㎡。  
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用の倉庫及び資材置場用地とするものです。  
農地区分は、第1種農地と判断されます。  
この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。12番をお願いします。

中谷委員 16番 中谷です。4月7日の日に、1,000㎡を超えていますので守山会長、諸戸部会長、事務局、西森、中谷の両委員と白山総合支所事務局職員2名で現地確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_\_の自宅前で、農業機械などを格納する倉庫が手狭になってきたことから隣接する土地を購入するという事です。何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明が終わりました。この1件についていかがでしょうか。皆さん。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては許可することと決定したいと思います。  
\_\_\_\_\_委員入室、お願いします。  
  
< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件についてを説明願います。

事務局 11ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。  
番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 木造町山野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地とも畑、面積466㎡。



これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 (有) \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町狐塚 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積645㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地とするものですが、50年程前に渡人の父が住宅を建築した土地であり、渡人から経過書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町下鴻野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積532㎡外1筆、合計面積1,130㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、413.28㎡、パネルの設置率は、土地が不整形でありますことから36.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_ (株) 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 亡き \_\_\_\_\_ 相続人代表 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町寺平尾 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡外1筆、合計面積998㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、376.2㎡、パネルの設置率は、日影を避けて設置しますことから、転用面積の37.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町下鴻野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積588㎡外1筆、合計面積1,209㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町柘 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,050㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、50.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大井の案件ですが、議案書をお送りした後、取り下げの申請がありましたので、申しわけありませんが、抹消をお願いします。

番号8、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井関下名倉 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積421㎡外1筆、合計面積842㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、367.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いします。

番号9、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬大久保\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,034㎡外1筆、合計面積1,923㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅及びドッグラン用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 家城、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二俣キトラ\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積2,578㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地の持分2分の1を譲り受け、共有名義とし、申請地を地元地区の広場とするものですが、平成13年8月からこの目的で利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口城ノ前\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積418㎡外2筆、合計面積979㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.2㎡、設置率は、48.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 ハッ山、受人 (株) \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野小山田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積225㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、288.64㎡、一体利用地を含む実測面積が539.36㎡でありますことから、設置率は、53.5%になります。

なお、申請地は、平成8年ごろに埋め立て造成されており、所有者から始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 丹生俣、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町丹生俣西又\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積185㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、平成8年ごろ申請地の一部に物置を建てており、渡し人から始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積628㎡外2筆、合計面積1,508㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,044.68㎡、設置率は、一体利用地を含む全体面積1,740㎡の60%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積232㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、先ほどの申請地と一体利用の上、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,044.68㎡、設置率は、一体利用地を含む全体面積1,740㎡の60%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 下多気、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積618㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,640㎡、設置率は、一体利用地を含む全体面積2,773㎡の59.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 下多気、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積247㎡、13ページをお願いします。外1筆で合計面積749㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、78.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下多気、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積569㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、番号17及び番号20の申請地と一体利用の上、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,640㎡、設置率は、一体利用地を含む全体面積2,773㎡の59.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 下多気、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積826㎡外1筆、合計面積1,586㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、番号17及び番号19の申請地と一体利用の上、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,640㎡、設置率は、一体利用地を含む全体面積2,773㎡の59.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 下多気、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積769㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、76.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

合計のところでございますが、1件取り下げがございましたので、訂正をお願いします。

議事参与の制限に該当する分を含めました全体の件数は20件になります。

また、合計面積は、2万722㎡を1万9,744㎡に、このうち田はそのままで、8,789㎡、畑の1万1,933㎡を1万955㎡に訂正いただきますようお願いいたします。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

事務局、説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。先日7日の日に現地確認をしてまいりまして棕下委員、事務局職員、諸戸部会長、私、地元推進委員で行ってまいりました。場所は\_\_\_\_神社から北へ約60mのところ、譲受人の自宅に隣接する畑で、事務局の説明どおり何ら問題ないと思います。

それと、2番が、これは\_\_\_\_の信号から北へ約500m行ったところで\_\_\_\_の入り口付近です。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。3番から6番まで、お願いします。

棕下委員 7番 棕下でございます。まず3番ですが4月7日の日に、1,000㎡を超えていることから会長、部会長、田口委員、地元推進委員、事務局外4名で現地確認をさせていただきました。場所は\_\_\_\_のバス停から東へ約200mのところでございます、事務局の説明どおり問題はないと考えます。

次に4番でございますが、これは1,000㎡未満であることから4月7日の午前中に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで見えてまいりました。場所につきましては\_\_\_\_から南へ約400mのところでございます、事務局説明の説明どおり何ら問題はないと考えます。

次に5番でございますが、これにつきましては1,000㎡を超えておりますことから4月7日の午後に会長、部会長、地元推進委員、事務局長外4名で確認をさせていただきました。場所については先ほどの3番と同じところでございます。事務局説明のとおり何ら問題はないと考えます。

次に6番でございますが、これも1,000㎡を超えておりますもので、会長、部会長、地元推進委員、事務局長外4名で確認をさせていただきました。場所については\_\_\_\_地区より南へ約200mのところでございます、\_\_\_\_沿いでございます。これも、事務局説明のとおり何ら問題はないと考えますもので、よろしくご審議願います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。8番、9番お願いします。

宮本委員	<p>14番 宮本でございます。まず8番ですが、去る4月6日の日守山会長、私、地元推進委員の立ち会いのもと事務局の説明を受けました。隣には既に太陽光が設置されていることから、何ら問題ないと思います。</p> <p>次に9番は1,000㎡を超えていることから、地元推進委員、事務局長以下全員で見ていただきました。転用目的のドッグランというのは自家用の犬の運動場的な物で、既に地元からは了解は得ております。何ら問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。10番、お願いします。</p>
西森委員	<p>17番 西森です。これも4月7日、1,000㎡を超えるということで守山会長、諸戸部会長、事務局、地元の中谷、西森両委員、地元推進委員で現地立ち会いのほうさせていただきました。申請地は_____地内の真ん中に位置し、これまで地元の憩いの場として使用してきました。何ら問題はないと判断させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>11番、お願いします。</p>
中谷委員	<p>16番 中谷です。4月7日の日に西森、中谷の両委員、地元推進委員、白山総合支所事務局職員2名で確認をしてまいりました。場所は_____より東へ約50mのところ。地目は畑ですけれども現状は保安全管理をされていたとのことで、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。13番、お願いします。</p>
西森委員	<p>17番 西森です。これも4月7日の日に中谷、西森の両委員、白山総合支所事務局職員2名、それから施工業者と渡人で立ち会いをさせていただきました。現地は_____郵便局から約1キロ走った右手にあり、_____へ抜ける道沿いです。道路に面しているという場所であることから、施工業者からは太陽光事業には適地と伺いました。当該地の裏には住宅が建っていましたが、既に事業計画を説明済みで承諾を得たということで、何も問題はないというように判断をさせていただきました。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。14番から21番まで、お願いします。</p>
結城委員	<p>18番 結城です。まず14番を説明します。譲受人は隣接する宅地を購入し、この地に定住するため駐車場を取得したいとのことでした。宅地との一体化利用ということです。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、15番から21番までは、譲受人はすべて同じ方ですが、太陽光事業の拡大ということ。何ら問題がないと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>皆さん方に説明をいただきましたが、それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をいただきます。どうですか、皆さん、よろしいですか。</p>

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。これら案件につきまして、許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 榊原、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町西出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積19㎡外2筆、合計面積593㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、一体利用地を含め442.8㎡、パネル設置率といたしましては、全体面積913㎡の48.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町北家城下出 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積82㎡外1筆、合計面積204㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年更新の賃貸借権を設定し、申請地を駐車場用地とするものですが、平成27年8月からこの目的で利用しており、貸人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は、797㎡、このうち田が593㎡、畑が204㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員の説明をいただきます。

椋下委員 7番 椋下でございます。1番ですが、これも4月7日の日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局事務局と見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の西約50mのところございまして、事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

西森委員 17番 西森です。これも4月7日、中谷委員、西森、地元推進委員、白山総合支所事務局職員、それから借人というメンバーで現地立ち合いのほうをさせていただきました。場所ですが、\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_へ走り\_\_\_\_\_から少し西へ入った集落沿いで、\_\_\_\_\_沿いの公園付近です。周りには集落があって、その真ん中にある畑を駐車場として利用したいと伺いました。現状的には何の問題もないという判断をさせていただきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居小野辺町畑山新田\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積377㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町大沢池田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積487㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬清水\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積299㎡。

申しわけありません。転用面積に変更の申し出がありましたので、訂正をお願いします。

転用されますのは、全体面積299㎡のうちの一部で、119㎡、299㎡のうち119㎡の転用になります。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は、先ほどの訂正分を差し引きしまして、1、

163㎡を983㎡に、田の面積はそのままで、377㎡、畑の面積が786㎡を606㎡に訂正いただきますようお願いいたします。

いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。先日7日の日に現地確認をしてまいりました。1番の場所は、\_\_\_\_\_の南に面する道路を西向いて走ると\_\_\_\_\_に出ますが、その約100m手前です。何ら問題ないと思います。当日は地元推進委員と椋下委員、事務局職員、私、諸戸部会長と見てまいりましたけれども、何ら問題ないということですのでよろしくお願いします。

2番です。これも7日に行ってまいりました。場所は\_\_\_\_\_の南に面する道路沿いで、これも何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。6日の日、事務局、守山会長、私とで立ち会いをし、確認をさせていただきました。一つ質問があるのですが、始末書は出ていますか？

事務局 始末書は出ていません。

宮本委員 現地確認をした際、既に舗装されて車が置いてある所を宅地にするということでした。既に舗装され転用されていた現状があったため疑問に思いました。事務局どう思いますか。

守山委員 15番 守山です。事務局の説明を受けましたが、今、宮本委員が言われるように、県道の\_\_\_\_\_があるところの手前が、現在、駐車場になっていた。

宮本委員 今回、宅地に転用するところが既に舗装されています。既に駐車場として使われている。始末書が出てきたらそれでいいと思うけれど、始末書は出ていないですね。

事務局 出ていません。

議長 どうですか。その部分だけ始末書を出してもらおうということで。

事務局 そうですね。現況が既に舗装されておるということであれば、その部分の始末書を提出して頂き、それを条件に許可書を引き換えに出すという形で。

議長 そうしてください。それで確認しておいてください。

事務局 わかりました。



議 長	条件付きで。 そういうことでよろしいですか。
部会委員	<一同 はい>
議 長	議案番号3番だけ条件付きということで、あとはそのままということで。 では、第6号議案については許可することと決定させていただきたいと思 います。よろしくお願ひします。 続きますして、議案第7号 非農地証明願について議題とします。事務局、説 明願ひします。お願ひします。
事 務 局	議案書は16ページをお願ひいたします。 議案第7号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 久居明神町西大釜_____ __、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積654㎡外3筆、合計面積6,913 3㎡。 これにつきましては、提出されております平成4年10月28日国土地理院 撮影の航空写真により、申請地は、この時既に山林化していることが確認でき ます。 このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している 土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第 2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えない ものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見 をお伺ひします。1番、お願ひします。お願ひします。
田口委員	6番 田口です。7日の日に守山会長、事務局、地元推進委員、私、諸戸部 会長で現地確認してまいりました。場所は_____の前に_____があり、_____ _____との間に位置します。別に何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願 ひします。
議 長	ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお聞 きします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号につい て、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定し たいと思ひます。

次に、別冊でお配りしました議案第8号 経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で2万5,676㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,047㎡、契約件数は30件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10万4,018㎡、畑の賃貸借で1,308㎡、契約件数は78件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4万9,875.91㎡、契約件数は24件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,841㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて18万5,410.91㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で3,355㎡、合計契約件数は135件、合計面積は18万8,765.91㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で8件、一志地区34件、白山地区11件、美杉地区2件、合計で55件、合計面積は14万1,927㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当の案件になりますので、これを先に審議をいただきます。

まず初めに、整理番号117外2件についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議長

この3件についていかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは、この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室願います。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号1番外108件の\_\_\_\_\_に関する分です。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この案件についてどうですか。皆さん。ご異議ありますか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 では、この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することといたします。  
入室願います。

< 入 室 >

議 長 では、次に、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。  
この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。  
以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後3時14分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年4月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_